

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	学校給食課
委 託 業 務 名	大津市南部学校給食共同調理場ボイラ保守点検業務
委 託 業 務 場 所	大津市音羽台
概 要	南部学校給食共同調理場ボイラの保守点検業務
契 約 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	920,700円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 草津市青地町1058番地 [名 称] 光洋株式会社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	ボイラについては調理場の動力源となるため、確実な保守点検を行う必要がある。また、異常発生時においては、迅速かつ安全な対応を要することから、設置場所である南部調理場から最も近隣に位置し該当機種の特約店で、ボイラの構造に精通している当該業者と契約する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。